核のくびきからの解放を

高橋博子

2022年1月３日、中国、フランス、ロシア、イギリス、アメリカの核５大国が「核戦争防止と軍備競争の回避」に関する共同声明を発した。

「中国、フランス、ロシア、英国、米国は、核保有国間の戦争を回避し、戦略的リスクを低減することが、我々にとって最も重要な責務だと考えている」と述べ、「我々は、核戦争に勝者はなく、決してその戦いはしてはならないことを確認する。核の使用は広範囲に影響を及ぼすため、我々はまた、核兵器について――それが存在し続ける限り――防衛目的、侵略抑止、戦争回避のためにあるべきだということを確認する。我々は、そうした兵器のさらなる拡散は防がなければならないと強く信じている。」（『朝日新聞』2022年1月４日）と宣言した。

この声明で「核戦争に勝者なし」としたことから好意的に受け止める報道が多かった。しかし、声明文の本文を読めば、核保有国としての驕りが目立つ内容となっており、今後将来にわたって、「核廃絶」はあり得ないことを宣言しているに等しく思えた。「核兵器の使用は広範囲にわたる結果をもたらすので、核兵器が存続する限り、自衛目的、攻撃、そして戦争阻止の任務を果たすべきであることも確認した」と、核兵器の積極的意味を確認しており、

「このような兵器のさらなる拡散を防がなければいけないことを強く信じる（We believe strongly)」と、「拡散」については防がなければいけないことをことさら強調していて、「軍縮」どころか、現状維持や近代化を肯定し合ったような声明である。

　しかしこの宣言そのものが欺瞞に満ちていることが、声明を発した当事国自らが証明した。2022年2月24日、ロシアはウクライナを侵攻した。その後プーチン政権は核兵器使用の可能性をほのめかし、核戦争を想定した「特別警戒態勢」を指示することで世界を威嚇している。国連のグテーレス事務局長が「背筋が凍るような状況」と指摘するように、現在、核戦争の現実の危機が高まっている。

このような状況に対して、日本のテレビなどに出てくるコメンテーターは、ロシアが「戦術核」「小型核」を「使いやすい核」として使用する可能性があると解説した。ロシアの使用の可能性を危惧することはもっともではあるが、この問題はロシアにとどまらない。その「小型核」とは、ロシア側だけが配置しているわけではなく、アメリカ側もすでに配置しているからである。2020 年2 月4 日，米国防総省はロシアへの「抑止力」を高めるため「米海軍が潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）用に爆発力を抑えた低出力の小型核弾頭を実戦配備した」と発表した。「 米メディアや専門家によると，小型核弾頭の爆発の規模はTNT 火薬換算で5キロトン級に抑えたとされ，広島に投下された原爆（推定約15 キロトン）より威力が小さい．ロード国防次官は声明で『米国に迅速でより残存可能な低出力の戦略兵器をもたらす．米国の拡大抑止（核の傘）を支え，潜在的な敵に限定的な核使用は何の利点もないことを示す』と説明した2）」『朝日新聞』（2020 年2 月5 日）。つまり広島型の３分の１の「威力」のものを「小型核」と原爆攻撃した国が説明しているのである。

「戦術核」「小型核」「低核出力兵器」「使える核」などという、核を「使用する側」によって編み出された用語は、原爆攻撃の惨状を無視し、広島・長崎での爆風・熱射・初期放射線および残留放射線・黒い雨・内部被曝の影響を否定し、核兵器の恐ろしさを見えないものにするものであるが、そのような兵器を米露とも「抑止」と称して配置し、実際に戦争状態になった時に、「核戦争」の可能性を増加させているのである。

核戦争の危険をさらに高めているのは、元首相を含む日本の政治家による、核兵器への肯定的発言である。安倍晋三元首相は２月２７日に出演した報道番組で米国の核兵器を自国領土内に配備して共同運用する「核共有（ニュークリア・シェアリング）」について、国内でも議論すべきだと発言した。この発言を契機に、維新の党は３日、「核共有の議論を開始すべきだ」とする緊急提言を外務省に提出した。また自民党安全保障調査会は核共有の議論を始めると報じられている。それに対し岸田首相は、核共有は「非核三原則を堅持する立場や原子力平和利用をはじめとする法体系から考えても政府として議論することは考えていない」と否定しているが、米国の核先制不使用宣言には反対の立場である。

核共有・保有が有効だとする政府の核認識は今に始まったことではなく、2016年にも非核３原則やNPTによって核兵器を保有することができないとしつつ、「その上で、従来から、政府は、憲法第九条と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によっても禁止されているわけではなく、したがって、核兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない」と答弁している（「答弁書第九七号　内閣参質一九〇第九七号　平成二十八年四月十五日」）。広島・長崎の悲惨な体験をし、今なお苦しみ続けている被爆者が日本内外にいながら、「自衛のための核兵器」があり得るという認識なのである。

2021年1月に核兵器禁止条約条約が発効し、2022年6月には核兵器禁止条約締約国会議がウィーンにて開催される。同条約への批准国の多くはかつての植民地や信託統治領であり、南半球の国々である。批准国の多くは核兵器によって脅されたり、実験によって被ばくしてきた国々です。英米の核実験場だったクリスマス島のあるキリバスも、ソ連の核実験場のあったカザフスタンも批准した。核実験参加による被曝兵士を抱えるニュージーランドも批准した。フィジー、ニウエ、パラオ、サモア、バヌアツ、ツバル、ナウルなど、南太平洋非核地帯（ラロトンガ）加盟国が批准した。また、ラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテルコ条約）加盟国、アフリカ非核兵器地帯条約（ベリンダバ）加盟国、東南アジア非核兵器地帯（バンコク条約）加盟国が批准した。また批准国ではないが、原爆や水爆の実験場として使用され、住民が故郷を失ったり、放射線によって被曝してきたマーシャル諸島共和国の人たちも、核兵器禁止条約の成立の前に開催された核の非人道性に関する国際会議で活躍してきた。

それに対して反対する国々は冒頭の核五大国をはじめとする植民地宗主国であり、信託統治をしてきた国々であり、北半球の国々である。核保有や「核の傘」を顕示し核を使うぞ使うぞと脅しをかけてきた国々である。ウクライナ情勢について解説するある専門家は、「核兵器を使うぞ、使うぞ、と言っていることでかえって使いにくくなる」などと述べていた。そうであろうか？核を使うぞ、と脅しているうちに、暴力による世界がのっぴきならないものとなり、核のくびきの下に世界は置かれており、それに抗う動きこそが核兵器禁止条約なのである。

日本が行なうべきなのは「核共有」を提唱することではなく、自国の広島・長崎で起こった惨状を世界の人々に伝え、核実験や原発事故を含む核被災によって苦しんでいる人たちとも力を合わせて、核の惨状の情報や反核・反戦の価値観をこそ世界的に「共有」することである。戦争加害国としての反省を踏まえ、核戦争の現実を知り、戦争する国でないことを宣言した憲法で守られる日本は、核兵器の非人道性を訴え、その使用を思いとどまらせることこそが使命なのである。